

監事監査報告書

令和3年6月24日

学校法人宮田学園
理事長 宮田 智栄 殿

学校法人宮田学園
監事 松本 芳紀



監事 神崎 誠一



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人宮田学園寄附行為第16条に基づき、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果について下記のとおり報告致します。

1. 監査の方法

監事は理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し計算書類の確認等の監査を実施しました。

2. 監査の結果

(1) 計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の資金・事業活動収支の状況及び財産を正しく示していると認めます。

(2) 業務の執行状況は、法人の掲げる理念・業務計画に沿って、効率的な運営に努められ、また不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。